【資機材・修繕・避難路】補助金申請から交付までのフロー

【申請書の提出】　次の書類７点を提出してください。R７.7/31〆切

①補助金交付申請書（指定様式）
②資機材等購入見積書・修繕見積書（コピーも可）（法人作成のもの）
③防災計画書・組織編成表（指定の様式はありません）
④通帳のコピー
（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・名義人（カタカナ）がわかるもの）
⑤資機材等の備蓄品一覧（任意書式）
⑥収支予算書（指定様式）
⑦防災訓練（活動）実施計画書（指定様式）

↓

【防災安全課で申請書の受付・審査】
補助金交付決定通知書を自主防災組織に発送いたします（８月上旬頃）

↓

【防災資機材等の購入】
必ず補助金交付決定通知書が届いた後に、資機材等を購入してください。
※購入品目や購入金額に変更がある場合は、事業計画変更申請書（第５号様式）と変更後の資機材等購入見積書の提出が必要です。（この場合は、防災安全課からの事業計画変更承認通知書（第６号様式）の受領後に、資機材等を購入してください。）

↓

【事業実績報告書等の提出】　次の書類７点を提出してください。R８.1/31〆切

①事業実績報告書（第７号様式）
②補助金交付請求書（第８号様式）
③収支報告書（指定様式）
④購入資機材等の領収書と修繕の領収書（コピーも可）
※修繕に関しては修繕の内容が分かる書類等（業者発行の修理内容報告書・修繕前後の写真など）
⑤資機材等の保管場所（防災倉庫等の設置場所）がわかる書類（地図等）
⑥資機材等の備蓄一覧表（新たに購入した資機材も含め、本年度購入したものが判る様に印等をつけてください。）
⑦防災訓練（活動）実施報告書（第２号様式）（写真の添付が必須です。）

↓

【補助金の交付】
事業実績報告書類７点を提出いただいてから、審査した後、約２週間後に補助金を指定口座に振り込みます。